

二言、三言、世迷い言(十六)

宗内 敦

泣く子と地頭には勝てぬ？

新生銀行、お前もか

新生銀行こそは、サービスのよい好ましい銀行だと思っていた。預金・出金は他の金融機関のATMからでも無料で行うことができるし、なにがしかの預金残高があれば、何回か無料で各所にネット送金ができる。ほぼ10年前、たまたま迷い込んだ八王子支店の店先で応対してくれた愛くるしいK嬢の心地よさに惹かれ、ついついグロソフなる投資信託まで購入したのが、取引の始まり。その後、ネット送金、出先での必要金銭の引き出

しなど、便利に利用し続けてきた。それがこの度、あつと驚く対応があり、恐れ入った。その内容は、あきれ果てて先般このエッセイ欄で取り上げたあのみずほ銀行と全く同じ(後述)、いやいやそれを遙かに凌ぎ、人(庶民)を人とも思わぬ金融機関をまさに象徴し、庶民が頼れる銀行があるなどと、いつときでも幻想に陥っていた己の愚かさを痛切に知らしめてくれるものだった。さては、無料出金、無料送金などのサービスは、貧しく愚鈍な人間をだまし引きこむ単なる手段に過ぎなかったのか。

ことは単純明快である。先のトラブル

の後、みずほ銀行との取引を中止して他の金融機関に現金・証券類を移し替えたことをきっかけに、(大した額ではないが)いろいろ分散していた金融資産の預け先機関を整理することにした。そこで、預金は馴染みの郵便局(ゆうちょ銀行)と新生銀行、株式・投資信託はSBI証券へとそれぞれ移管して預け先を簡略化することにし、新生銀行については、まずは預託中の投資信託(グロソフ)をSBI証券へ移管しようとしたのであったが……。

ない場合、当行は振替えの申し出を受け付けられないことがあります。」(投資信託総合取引約款・第3章・29の1)となっている。これなら、他の証券・金融機関と内容的にほとんど異なるところはない。SBI証券はグロソフを扱っており、それを移管できないとは筋が通らぬ。そこで、「移管できない理由は？」と問えば、「これまた何と、当行は内部規約により、これまで一度も証券類の移管は行ったことがない」と突き放してくる。あとは、店にまで直接訪れても、お客様相談センターなる窓口にお問い合わせも一向に変わることもなく、やがて、「約款」に従って移管はできないという訳の分からぬ内容の「文書回答」(表1)までやって来た。

さてさて、泣く子と地頭には勝てぬ、という故事ことわざがあるが、ここに置いて喚く子は自分の理不尽は露ぼと思わず、また強面の地頭は理不尽は百も承知の上だから、どちらも己をどこまでも押し通す。弱い大人や力なき庶民は、

理の通じない相手にはいかに道理を尽くしても所詮勝ち目がないから、堪えにこらえ、ハイハイ分かりましたと引き下がる。これが即ち、無理が通れば、道理が引つ込む、古今東西まかり通る「不合理なる道理」のメカニズムである。この泣く子と地頭を現代風に翻訳するなら、例えば、生徒に対する体罰教師、選手に対する暴力支配のスポーツ関係指導者、被疑者に対する警察官、被融資者に対する銀行マンといった、ある種の関係性の中でなにかし優位に立つ者をいう。

しかし、それでよい訳はないだろう。泣く子と地頭は増長してますます悪徳を重ね、小役人的な小権力主義者となり、いじめ・意地悪文化を根っこで支えて、たくさんの被害者を連綿とつくりだす。学校、企業、その他どこもかしこも、いじめ・パワハラ等による重い精神障害や自殺に追い込まれる被害者が後を絶たない時代である。これを無縁の事象とけっして思ってはなるまい。泣く子と地頭を野放しにして、「こうした風潮・文化を根っこで支える我々、弱き」人種たちにも大きな責任がある。万一そういう輩に

出会ったら、もちろん己のため、また世の中のためにも、きつと退治するのが務めと心得るべきである。

一昨年、みずほ銀行とのトラブルがあったばかりで、もう銀行とはもろもろ余計な関係を持ちたくないと思い、取引金融機関を整理しようとする最中で降って湧いた、同種出来事である。みずほ銀行とのやりとりはいろいろあったが、「人か、組織か。 拝啓、みずほ銀行殿(6)」。『琅』26号)、私をして最も怒らせたものは、今般と同じ、購入した投資信託の他社への移管拒否問題、即ち人権侵害問題であった。当方の移管申し出に対し、初め規約上できないと拒否し、次いで、売却以外に手は切れないと強硬だったが、結局、規約上できることが分かった、と担当者が謝罪してきて解決したものである。当然と言えば当然、証券類は所有者本人(名義人)のもの、それをどこに移すかは所有者の自由であり、それを留め立てする権利は他の誰にもあるはずがない。然るに今般、またしても全く同様の出来事が新生銀行との間で

生じた。しかも、先般(みずほ銀行)とは異なり、此度はまさに応対者個人の問題ではなく、びくとも動かぬ銀行組織そのものとして立ちほだかつてきた。これを「地頭」と呼ばずして何と呼ぼうか。

この問題に関して、三つの機関に連絡し、また相談した。一つ目は、ある意味では法的な機関でもあり、国民が各所金融機関で購入した株式等の証券類を組織的に一括管理する「証券保管振替機構」(通称、ほふり)。しかし、移管拒否問題については「遺憾ながら関与する権限・機能が無い」として、株式や投資信託などの金融商品取引に関するトラブルを公正・中立な立場で解決を図るとする「証券・金融商品あっせん相談センター」を教示するに留まった。

二つ目がこの「証券・金融商品あっせん相談センター」。電話で幹旋を申し込んだところ、極めて共感的で、即座に新生銀行本部に対して電話で幹旋行為に及んでくれた。が、「銀行側が約款に従い移管はできないの一点張りです手に負えない」とやむなく匙を投げた。そこで、三つ目に選んだのが、金融機関の監督機関

のつまり、「民事不介入」で、当否についても言及できない」とのこと。そこで上記の事例を聞かせて監督官庁の役割を問えば、「労働省の行為は労金に対する越権行為」であり、「金融庁は金融機関への干渉は一切しない」と、権利侵害を訴える当事者からすれば、いわばけんもほろろの対応である。

調停幹旋の機関で駄目、監督官庁でも駄目とすれば、もはや民事的に解決する手がなくなり、あとは司法の手に当否の判断を委ねる以外に道はない。ただその前に、金融庁が私の訴えをどのように把握、それを伝え聞いた新生銀行が金融庁にいかなる回答をしたか、その正確なところを確認しておく必要はあるだろう。

表2がこれを確認するために行った、金融庁への「保有個人情報開示請求書」。各文書の写しの送付を求めている。そして表3がこれに対する金融庁の回答で、全面開示はせず部分開示となっている。しかし、文書の写しは同封されてはいない。また、「金融庁に対する新生銀行からの回答書は保有せず」となっており、無責任極まるものであった。

たる「金融庁」である。それは、かりそめに電話したさる簡易裁判所の電話相談室の担当事務官から示唆されたことによるのだが、インターネットで調べてみると、なるほど、金融庁には、心強くも、「金融行政・金融サービスに関する一般的なご質問・ご相談・ご意見を金融サービス利用者相談室で受け付けています。頂いたご質問・ご相談については、相談員がお電話にてお答えします。また、頂いたご意見については、金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用させていただきます」と唱え、「皆様の「声」をお寄せください」と訴える「金融サービス利用者相談室」があった。

これだ、と思わず直感した。40年ほど前の、ちよつどバブル経済走りの頃の出来事が咄嗟に脳裏を横切った。3年間毎月積立預金をすれば、その3倍を限度に住宅資金を貸し付けるといふ労働金庫の積立預金を終えた時のこと、何という理不尽、いざ住宅ローンの貸し出しを申請すると、3年間積んだ預金はローン返済終了時まで拘束預金として預かる、と労金側が言い出したのである。これでは資

これは真剣に物事の解決を思案する申立人(換言すれば国民)を愚弄するに等しい。それ故、この回答書に対して、新生銀行からの回答を保有していないことの理由開示と共に、全部開示を求めて、15年7月9日づけで異議申立を行った。が、しかし、2ヶ月を経過した今日まで、未だ回答はない。

ちよつと目を転じて、北朝鮮、ロシアという近隣二つの国に触れてみよう。まず北朝鮮という国。世界中が平和を希求し、戦争を回避せんとする風潮文化が進む中、言わずと知れた日本人拉致問題で日本国中を悲憤慷慨させ、揚げ句に、拉致被害者を人質同然に経済援助を要求し、時に核弾頭運搬手段ともなり得るミサイル発射実験を行って、日本国家・国民を脅迫する。

次にロシアという国。第二次大戦終了時、日ソ中立条約を破って日本の敗戦を決定的にし、その勢いで、南樺太・千島列島、さらには北海道と地続きの感さえる択捉島など北方4島まで占領して自国領として今に至る。北方4島に関して

金不足で住宅など全く購入できない。思案の末に赴いたのが、労金の監督官庁たる労働省(現・厚生労働省)。そこでの対応は、実に見事だった。担当官は、私の目の前で、預金先の労金新橋支店に電話を掛け、問い始めた。その折のことを、私は拙著のなかに留めている。役人たる者、国民のためにすべからかくあるべし、ここに再録してみよう。

「積立住宅ローンというのがありませんか」
「はい」
「三年間の積立期間終了後、それ(積立金)を拘束預金にするということにはなっていないですね」
「はい」
「おかしいですね。今、私のところに、積立預金をそのまま拘束預金にしなければ住宅ローンはできないと言われたという人が見えていますか」
「??」

翌日、支店長と副支店長が大きな菓子折を持って、飛んで我が家まで謝りにきた。(『二言、三言、世迷い言』(二〇一二年)「官こそ待み」(二〇一二年))

しかしながら、これに比べて此度の金融庁の対応は、全く想像だにできないものだった。細かいやり取りは置いて、相談員が述べた結論のみを上げると、とど

は一九五八年の日ソ共同宣言で、「平和条約締結後、日本へ齒舞群島と色丹島を引き渡す」とされているが、現在ではその実効支配も極度に進み、もはや返還する兆しもない。

日本によって長く属国支配された朝鮮民族、日露戦争における屈辱的な敗戦を味わったロシア民族、これらが両国家・国民に与えた屈辱と怨念は血肉となつて受け継がれてきたに違いない。が、しかし、それをどれほど斟酌しても、今日的平和観をもつては、日本国および日本国民にとつて、まさにこの両国、「泣く子と地頭」ではあるまいか。これに尖閣諸島問題を絡めて中国のさらなる軍事国化を考慮すると、憲法違反の疑義や批判が様々あるなか、この度の安保法案改正を無理押ししても成立させた、一国を預かる身としての安倍総理の思いは痛いほど分かる。が……、おっと、脱線。

世界に向かって平和思想の先導者たらんとするわれわれ日本国家・国民。少なくとも国の中では、いじめ・意地悪の元凶となる「泣く子と地頭」にはならぬよう、そしてならさぬよう、きつと振る舞

表2 (金融庁に対する「保有個人情報開示請求書」)

保有個人情報開示請求書

平成 27年 4月 13日

金融庁長官 殿

むねらぢ おつし
(ふりがな) 氏名 宗内 敦

住所又は居所 東京都八王子市川町128-202
〒 193-0821 電 042(651)1227

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

○ 新生銀行にて投資信託を購入し、それをSBI証券に移管しようとしたところ、新生銀行の対応によるため、私の口座には新法で存在し、本投資の取扱いも新生銀行の対応にて行われていた。その件について、
 ① 本開示請求書に添付したとおり、新生銀行の「おたがし」に「おたがし」のように入力された。② 本開示請求書に添付したとおり、新生銀行の「おたがし」に「おたがし」のように入力された。その件について、
 ③ おたがしに、新生銀行は「おたがし」の内容をいかなる方法で「おたがし」に入力したのか、その理由を記載してください。

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他()


<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。
 写しの送付を希望する。

表3 (金融庁からの回答書)

金監第1465号
平成27年5月12日

宗内 敦 様

金融庁長官事務代理 池田 唯 

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

平成27年4月14日に受け付けた保有個人情報の開示請求について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

(1) 開示請求者から当庁金融サービス利用者相談室に申出のあった内容を記録した相談等事務管理簿(平成27年3月17日及び3月27日)
 (2) 開示請求者からの当該申出について、当庁銀行第一課から株式会社新生銀行にメールにて返信した書面の写し(平成27年3月23日)

2 不開示とした部分とその理由

(1) 上記1(2)中には、当庁の具体的対応に関する情報が記載されており、これらを公にすることにより、当庁の対応が明らかになり、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号柱書に該当し、不開示とした。
 (2) 開示を請求する保有個人情報のうち、開示請求者からの当該申出に係る新生銀行からの回答等については保有しておらず、不開示とした。

表1 (新生銀行からの回答書)

宗内 敦 様

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは2015年3月17日付で弊行八王子支店宛にお手紙をいただきまして誠にありがとうございました。受領したお手紙での要請につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。
 宗内敦様より、弊行総合口座パワーフレックスにて保護預かりの投資信託を他の金融機関へ移管したいとのご要望を頂戴しておりますが、弊行で取り扱っております投資信託、すべての銘柄につきまして他社への移管、他社からの移管のいずれも、お客様向けに提供するサービスとしてお取扱いをしておりません。宗内敦様のご要望にお応えできず、誠に申し訳ございませんが何卒ご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。
 なお、投資信託の他社への移管につきましてはコールセンターより送付させていただいております最新2015年2月現在パワーフレックス規約集内、投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)第3章29. <他の口座管理機関への振替> (1)にて明記させていただいておりますのでご参照のほどよろしくお願い申し上げます。
 また、3月18日に弊行コールセンター宛 宗内敦様より請求がございました口座開設時の投資信託総合取引約款(別紙1)として同封させていただきます。あらかじめ補足を申し上げますと、宗内敦様が口座開設なされた2004年10月の時点では「投資信託振替制度」がございませんでしたので他社への投資信託移管につきましての記載はございません。2007年1月4日に開始される「投資信託振替制度」(別紙2)に伴いましてそれより以前の2006年9月1日付でパワーフレックス規約集内、投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)を一部変更しております。(別紙3)そして同年9月お客様宛送付のお取引レポートにて、この約款・規定を一部変更したことの通知を行っておりますことを申し添えます。(別紙4)

末筆ながら宗内敦様の益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

2015年3月24日
 株式会社 新生銀行 八王子支店
 支店長 山内 和臣
 お電話：0120-456-308
 (フリーダイヤル)
 (オペレーターが出ましたら、「八王子支店」とご指名下さい。)